

○無線局免許手続規則別表第二号第一等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコードを定める件
 (平成十六年総務省告示第八百五十九号)の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部分が改正部分)

改 正 案

現 行

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

別表第一号〜別表第二十二号 (略)

別表第一号〜別表第二十二号 (略)

別表第二十三号 無線設備の規格コード

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項 目	コード	項 目	コード
(略)	(略)	(略)	(略)
設備規則第 49 条の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	MCA	設備規則第 49 条の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	MCA
設備規則第 49 条の 7 の 3 に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA 2	設備規則第 49 条の 7 の 2 に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA 1
(略)	(略)	設備規則第 49 条の 7 の 3 に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA 2
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示の改正前の別表第二十三号に規定する設備規則第 49 条の 7 の 2 に規定する陸上移動局の無線設備に係る無線設備の規格コードは、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。